

678.1

4

678.1-N34ウ

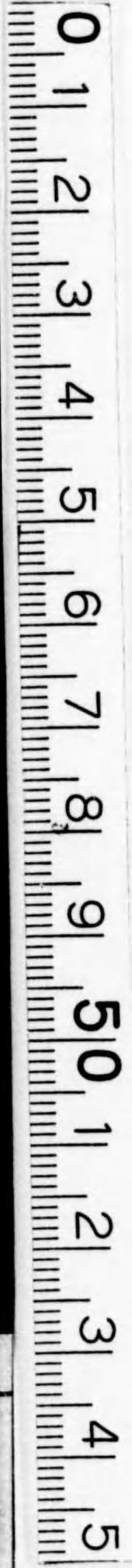


1200500750518

X
複写

勿と交易營團

中井省三著



始



917
160

井省三著

交易と交易營團

船場書店

678.1
N34

交易と交易營團

中井省三著



目次

第一章 貿易と交易

第二章 交易營團の必然性

 第一節 國策會社と營團

 第二節 統制會と營團

 第三節 貿易統制會と交易營團

附 錄

 交易營團 法案

 爲替交易調整に關する法律案

第一章 貿易と交易

さきに國語審議會で決定された千百三十四字の常用漢字から除外されてゐた「貿」といふ字は、今回正式決定を見た二千六百六十九字の標準漢字中に編入されることになつた。然しながら「貿易」が「交易」となり「貿易局」が「交易局」となり、そして「貿易商」が「荷扱人」といふ風に性格變化した現代では、「貿」の字を使った言葉としては貿易風——赤道の南北三十度以内の海上に生ずる恒風にして、赤道地方の熱風の上昇を充たすために、南北の兩極から赤道に向つて吹くのであるが、地球自轉のため、北半球では北東、南半球では南東の方向に吹く——といふ熟語以外には殆んど使用さるゝことのないほど吾々の日常生活から縁の遠い死語となつて仕舞つた。

「買」は「買」と同じく貨物をカウの義である。「買」は「𦉳」と「貝」の合字で、「𦉳」を略して「𦉳」となつたもので、數字の「四」とは別である。「買」は貝を綱で集める貌で、貨物を買ひ集め、利益を壟斷する意である。孟子に「古之爲市者以其所有易其所無者……必求壟斷而登之以左右望而𦉳市利」とあるは之である。

「買」即ちカウはウルにも用ふ。恰かも「沽」即ちウルがカウに用ひらるゝのと其の軌を一にしてゐる。詩經に「抱布買絲」とあるは即ち之である。また晉書に「工商買販于道」とあるは「アキナウ」の意である。

「買」はまた交換の意に用ひられる。亢倉子に「男子不織而衣、婦人不耕而食、男女貿功相資爲業」とあり、また「貿首之讐」といふ句が戰國策楚策に見えてゐる。之は「刎頸之交」とは全く正反對で、首をも易へんとするほどの深い怨ある敵といふ意味である。

「貿易」の出典は史記貨殖傳に「以物相貿易」とあり、また「交易」といふのは易經の繫辭に「日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退」から出てゐる。かやうに貿易も交易も語源はともに物を交換する意であつて、外國との取引といふ意味はない。

もと貿易港を開港場といひ、貿易することを交易する、といつてゐたのである。文久の頃貞秀によつて書かれた浮世繪に「横濱交易西洋人荷物運送之圖」といふのがあつたが、當時はやはり一般に交易といふ文字が使はれてゐたやうである。貿易といふ文字が我國で公式の文献に現はれたのは恐らく明治七年六月政表課編纂、印書局印刊、「明治六年海外貿易表」であると思ふ。同表の開卷第一に次の例言が記されてゐる。

此表大藏省ノ上申スル所ニ據リ明治六年中各港輸出入物品ノ種類員數及價格ヲ合算シテ之ヲ列ネ載セ又出入ノ多寡ヲ比較シテ貿易ノ全形ヲ表シ一目ニ瞭

然ナラシム耕作工造者ハ之ヲ觀テ饒ナルヲ擴メ闕タルヲ補ヒ益々其ノ功ヲ大ニシ貿易運輸者ハ之ヲ觀テ通塞ヲ知り損益ヲ明ニシ益々其ノ務ヲ盛ニシ經濟ヲ講スル者ハ之ヲ觀テ理財ノ要領ヲ得益々其ノ道ヲ究メ以テ我國ノ財力ヲ増殖セン事ヲ要ス是則此表ヲ製スルノ主意ナリ（傍線著者）

近代では貿易は外國貿易の意であつて、最近までは金又は外貨の獲得を主眼とする第三國向輸出にその重點が置かれて來たが、今日では廣域經濟内における交易を本體とするに至つた。以下貿易と交易との相違について考察を進めることゝしやう。

一、英米を中心とする世界的規模における國際的貿易體制

より、日本を中心とする大東亞的規模における自給自

足の交易體制へ

封建的家内經濟、都市經濟から國民經濟へと進んで來た經濟發展段階が、その次に來るべきものを世界經濟であると思つたのは十九世紀的史眼の錯覺であつて、その實、歴史的必然性は之を廣域經濟への發展に導いたのであつた。大東亞共榮圈の樹立も亦世界史的な必然性に基くところの所産であつて、それは自給自足の自主的經濟の確立をその目標とするものである。

英國は現在食糧品に於て小麥八七%、肉類五〇%、バター九〇%、マーガリン一〇〇%、砂糖七三%、卵六〇%、玉蜀黍一〇〇%を海外に依存してゐる。そして嘗ては先進産業國として自己の工業品の販路を世界の各地に求め、後進國をして飽くまで農業國又は原料供給國たる地位に甘んせしむることによつて自ら海洋大帝國の自給自足を實現し得たわけで、英國の貿易政策は全世界を目標とする世界經濟の制覇にあつたのである。然しながら獨逸、米國、日本などの新興國家の目醒ましい發展と、加奈陀、印度、濠洲などの植民地において次

第に工業の勃興するに及び、所謂「人類の福祉」の美名の下に、その實、植民地を搾取の手段に供してゐた所謂自由貿易主義は終に崩壊せざるを得なくなつたのである。かくて一九三二年のオッタワ會議を契機として、自由貿易主義の本尊たる英國の主導のもとに遂に大英帝國ブロックの結成を見るに至つたのであるが、これは嘗ての自由貿易主義者の世界經濟制覇の企圖が挫折したことを表明したものであつて、英國にとつては正に皮肉な一大悲劇であるといはざるを得ない。想ふに第一次世界戦争までの世界經濟は十九世紀の初頭に産業革命の潮流に棹し、工業と海運の兩翼を張つて所謂七つの海を支配し、他の列強に先んじて帝國主義的經濟發展を成し就げた英國を中心とするところのものであつた。即ち地球の全表面に跨がつた一個の圓錐體を想像するとき、この圓錐體の頂點に位するものが、嘗ての「世界の工場」を誇示した工業國英國であり、その底邊に位するものが原料國乃至農業國であつて、これらが相倚つて一つの

世界經濟を形成してゐたのである。然しながら、かくの如き云はゞ英國を中心とする世界經濟體制は永久に之を維持させることは出来なかつた。そしてかくの如き固定的、靜態的構造を破つて現状を打破せんとする國々が次々に勃興して來た。かくてオッタワ會議に基く英帝國ブロックの結成を契機として從來の國際流通體制は崩壊し、こゝに新しく歐洲經濟圏、ソヴェート經濟圏、汎米經濟圏、大東亞經濟圏といった數個の圓錐體が地球上に併立せんとして來た。而してかくの如き廣域經濟の確立による世界經濟の再編成は今次の世界戦争によつて最早決定的となつた。かくて從來の英米を中心とする世界的規模における國際分業を基調とする貿易體制は崩壊し、新たに日本を中心とする大東亞共榮圏の自給自足體制が實現されんとしてゐるのである。

大東亞共榮圏は今日まで歐米のために搾取の對象として歪曲されてゐたのである。この東亞經濟の構造をそのまゝにして置いて、東亞の自給自足經濟體制

の確立を期することは出来ない。然しながら、それが大東亞本位に編成替された暁には、もとより物資の過不足など生ずるわけがない。即ち不足資源に對しては科學の力によつて之を克服すると共に、過剰物資を生せしめないやうに生産の総合的な計畫化が行はねばならぬ。大東亞共榮圏がその建設途上において、他圏または第三國から物資を購入し、また之が對價として圈内物資を圏外又は第三國に輸出することは過渡的段階としてありうるとしても、それは建設のための手段であつて、恒久的な目的であつてはならない。假令、獨逸から機械を入れて之と交換にゴムを送るにしても、それは所謂友邦と經濟協力を計つて共同の敵米英を撃滅するのが目的であつて、決して國際分業を基調として行はれる所の古典派のいはゆる貿易であるべきではない。従つてそれは飽くまで國家の要請に基く総合的、計畫的なものでなければならぬ。そして若し之を國際分業に放任するときは大東亞の重工業部門は永久に完成されず、その

限りにおいて、大東亞の自給自足と高度國防國家體制の完遂は出来ないのである。假令、英米依存の貿易體制を拂拭しても、更に英米に代る他の何れかの國に依存するに非されば大東亞の建設と繁榮とが期せられぬやうでは、折角國を堵してゐる聖戰の意義を全く没却するものであると云はざるを得ない。

人は屢々戦後に南阿とか中南米市場の如きが自由市場として残るのではないかと云ふ。だが、假りに自由市場として残つたとしても、我國にとつては最早や戦前におけるが如き重要性は殆んどないと云つてよい。何となればこれらの市場は日本から見ても輸出市場であつて輸入市場ではない。我國が大東亞の盟主として一方に高度國防國家を充實しながら、他方に共榮圏各地域に對し必需物資を供給しなければならぬのであるから、その上にこれらの第三國にまで供給する物資はもとより、それを生産する餘剰の勞力などあるわけがなく、またそれを運んで行く船腹の餘裕を近い將來に期待することも全く出来ないからで

ある。

大東亞共榮圏のアウトタルキーを確立するためには他圏の、若しくは世界經濟の波動による影響を排除しなければならぬ。大東亞共榮圏の物價水準はその盟主たる日本の指導によつて公正が期せられなければならぬ。第三國貿易を自由に許すことは即ち國際物價又は世界物價水準による影響を被ることとなり、かくては大東亞共榮圏の綜合的物價政策の確立に大なる障害となるものである。依つて強度な貿易管理などの運用に依つて大東亞共榮圏を第三國の競争場裡から全く隔絶した、云はゞ真空圏内貿易となし、世界經濟の景氣變動乃至各國の政治的策動によつて左右さるゝことなき安定貿易たらしめなければならぬ。これが爲に海運自給の國策を樹立することが焦眉の急務たることは云ふまでもない。いま大東亞共榮圏内交流物資を一億噸とし、之を輸送するのに一千萬噸の船舶を必要とするといふのが専門家の觀測である。かくて輸送問題は現下にお

ける最重要、且不可缺の要素であつて、東條首相の大東亞宣言においても「今日における最も重要な問題は資源不足の問題に非ずして、寧ろ交通運輸の整備如何に存するに鑑み、船舶の建造には特に力を用ひ、以て交通運輸の改善強化を計る」旨を闡明し、船舶増強に全力が傾注されてゐる所以である。

かくして十九世紀の後半において七つの海を支配した英國が全世界を目標とする世界經濟の制覇を企て、成らなかつた、めにオッタワ會議を開いて大英帝國プロックを結成したが、而もその領域内におけるアウトタルキーを企圖してなほ且つ出来なかつたのである。然るに八紘一宇の大理想の下に今や東亞の盟主日本によつて之が道義の世界を大東亞の天地において實現せんとしてゐるのである。正に有史以來空前の壯舉であると云はねばならぬ。

之を要するに世界が渾然たる單一體となつて、そこに融通無碍なる物資の交流の行はれる理想の世界經濟——東亞共榮圏と歐洲經濟圏の東西兩新秩序が一

體となつてユーラシア廣域經濟圏の形成されることがその第一段階である——の實現せざる限り、歴史發展の現段階において、第三國貿易乃至ブロック間の貿易を期待するが如きは、少くとも大東亞共榮圏建設の基本概念と相反するものである。世間往々全球貿易とか、地球アウタルキーを云々するものがあるがそれは恐らく十九世紀式英國流の自由貿易主義者の亞流でなければ、歴史の發展段階を無視せる架空の議論であると云はざるを得ない。

二、無計畫貿易から、計畫交易へ

自由主義經濟は組織されざる經濟であるに反し、統制經濟は組織されたる經濟であるべきであるといはれてゐる。而して之を歴史的に見れば自由主義經濟はその内包する矛盾の發展によつて他の新しい經濟様式に變つて行くべき必然性を有する。それは個人主義的な無計畫的自由體制より全體主義的な計畫體制

への發展に他ならないのである。自由主義經濟はその發展に伴ひ必然的にその經營を大規模化せしめずにはやまない。併しその結果は資本の集中と獨占の強化となり、自由と競争とを基調とする自由主義經濟において成長した企業は、やがて共同の利益のために相互の競争を排除し、更に進んで積極的に共同活動をするやうになつた。かくして自由主義經濟も亦カルテルやトラストの發達において見られるやうに何等か統制された經濟、組織された經濟の方向に進まざるを得なかつたのである。然しながらこの種の結合體は何れも自己の利益を追求するものであつて、統制經濟が直接に社會及び公共の利益を目的として國家自ら統制するものとは全く對立するところのものである。統制經濟は更に合理化されて綜合的計畫經濟へと發展せざるを得ない。いま貿易部門について見るに、自由貿易を止揚せる統制貿易は更に發展して計畫貿易へと前進するのである。

國際分業的自由貿易主義は資本主義の勃興と共に發展したものであるが、第一次歐洲大戰に次いで一九二九年の世界恐慌を契機とするその後の國家主義の勃興は之をブロック主義へと導いたのである。偶々昭和十二年支那事變勃發による軍事的要請は、その好むと否とに拘らず、自由貿易を止揚して統制貿易への轉換を餘儀なからしめたのである。然るに昭和十四年九月第二次歐洲大戰の勃發に次いで昭和十六年七月英米諸國の對日資産凍結となり、引續き昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の宣言は一舉にして計畫貿易への前進を決定的ならしめた。

想ふに外貨の獲得によつてその思ふところの物資の自由に買へた時代には、國際收支の均衡を圖るといふことが肝要であつて、要は一厘でも多くの外貨を獲得してその輸入力の確保増強を計りさへすればよかつたのである。そして嘗ては國際收支の適合を計ることを目的とする輸出振興策としての全面的綜合リ

ンク制などが唱へられた時代もあつたのである。即ち十億圓の物資を輸入するためには十億圓の物資を輸出しなければならぬ。この場合、何品を何處へ輸出しやうと自由である。業者はたゞ儲かるものを自由に撰擇すればよかつたのである。然るに現状は決してそれが許さるべき時代ではない。今までのやうに賣つて利益のあるものは何でも輸出するといふやうなことは是認することが出来ないことになつて來たのである。共榮圏の建設のためには損得を超越して輸出しなければならぬし、また損失を覺悟で輸入しなければならぬ場合もある。しかもそれを圓滑に遂行することは仲々の大事業であつて、從來の如き無計畫的な自由體制のまゝでやつて行ける筈がないのである。所詮新しい機構において綜合的、計畫的に運営さるゝ方策が樹立されなければならぬ。

三、商業的貿易主義から、生産的交易主義へ

從來の國際分業を基調とする個人主義的、自由主義的な貿易を商業的貿易と

いふならば、大東亞共榮圈を中心とする物資の交流は生産的的交易と云ふことが出来る。即ち昭和十五年十一月五日の内閣情報部發表の日滿支經濟建設十ヶ年計畫要綱中にも示されてゐる如く、共榮圈の自給自足を建前として物資の有無相通を目的とする地域的分業の協力體制の確立を計ることが、いはゆる生産的的交易である。詳言すれば各國、各地域、各經濟圈より自らの經濟的生產に必要な物資を獲得するために、他の必要とする物資を供給し、共榮圈の中の各地域は綜合一體的な關係に交易を規正して行くことであり、それが計畫生産であり、また計畫配給であることはいふまでもない。吾々は現在日滿支の間に實行せられ、また佛印、泰、その他の南方諸地域において實行されつゝある新しい大東亞共榮圈の交易體制において直にその輪廓を見ることが出来るのである。されば貿易の理念に關しても從來の商業的な觀念を止揚し、總て配給の理念

を以て交易を行ひ、また利潤は總て手数料主義によつて規正されることゝならざるを得ないのである。

四、價格を中心とする物資の世界的移動から、競争なき

共榮圈の物資交流へ

共榮圈における物資の交流と國際市場における貿易との基本的な相違は競争の有無である。第三國市場はいはゆる自由市場である。こゝではその競争に打ち勝つたものゝみが存續を許される。従つて貿易業者は如何にしてその競争に打ち勝つべきかについて日夜その肝膽を砕くのである。ある者は値段の競争において、ある者は流行の魁を追ふて、只管に顧客の購買心を唆るために苦心する。然るに舞臺は一變して日本の貿易は今や全く共榮圈に限らるゝことゝなつた。こゝでは貿易は單に價格を中心とする純經濟上の理由によつて動くのでは

なく、全く政治的動因によつて動かさるゝのである。こゝでは最早競争といつたものは存在しない。従來全く個人本位に自由競争を旨とし、價格を中心として動いてゐた内外物資の交流も、こゝでは總て日本國民經濟の發展と大東亞共榮圏の確立を目標とし、國防と生産力の擴充のために必要な物資の綜合的計畫的な移動を本義とするものに轉換されなければならぬ。従つて輸入は國防國家建設に必要な軍需資材と國民生活の安定に必要な食糧品などに重點が置かれまた輸出は共榮圏の確立に必要な生産擴充資材と生活必需品を主とし、何れも物動計畫に基き、その定められた價格で一定の數量が交流されるのであるから貿易業者としては、その定められた公定價格又は協定價格によつて、その許されただけの數量を、例へば現在では原則として一定基準年度における業者の過去の輸出入実績に應じて取扱ふことが出来るだけである。だから生産方面における技術の改善とか、價格の低廉化とか、調整機關における割當制度に聯關す

る統制上の技術とか、配給機關内における配給技術などは今後とも益々必要の度を増すことゝなるであらうが、従來のいはゆる貿易業者としての知識、經驗技術などは、元のまゝでは最早殆んど用をなさなくなつたのである。例へば南方占領地域との交易にありては船荷證券もなく、海上保險證券もなく、爲替手形もなく、従つて荷爲替取組の手續も要らない。また従來貿易業者をして各個別々にその獨立存在を理由づけてゐた重大要素たるコンネクション即ち得意先關係といつたものもなくなつたのである。そして例へば政府であるとか、輸入調整機關であるとか、または配給機關といつたやうな業者共通の統制機關がその得意先に代つたのであるから、そこには最早競争の許さるべき餘地もなければまたその必要もない。かつての世界市場又は自由市場において演じたやうな取引上の苦心もなければ懸引も要らぬかわりに、今までのやうな特殊の手腕も力量も之を要しなくなつた。この點は大規模の貿易商社も中小貿易業者も全

く同様である。即ち一ヶ年百萬圓を取扱ふ貿易業者と一千万圓を取扱ふ業者との相違は、要するに百萬圓の割當が得られるか、一千万圓の割當が得られるかだけのことで決するのである。

五、私益追求の自由競争主義から、國家目的に合致する交易奉仕能力主義へ

自由主義の信條は自由放任であつて、經濟生活が國家の統制や道德の律法から完全に解放されたときに、最高の調和を産み出すものとなし、而かもかくの如き調節を齎すものは價格制度と需要供給の自動的作用であるとする。即ち自由主義は經濟活動の基礎を個人の營利心に置いてゐるのであるが、かくの如き營利を追ふところの私益と社會公共の福利を計る公益とは結局において一致するといふのが自由主義經濟の考へ方である。何となれば個々の企業がその利益

を増すためには善いものを安く供給することが必要である。そしてその競争に打ち勝つた企業のみが最大の利潤を獲得したのであり、それがまた結局において國家の利益と合致したからである。即ち自己の利益のために働く個人は、いはゆる「見えざる手」に導かれて、おのづから社會全體の利益のために働いてゐることゝなるのであつて、個人と社會との間には自然の調和が存在するといふ、いはゆる「豫定調和説」が利己心の倫理性の前提であつた。然るにかくの如き前提の眞理でないことを歴史は示したのである。限られた物資、又は限られた勞力、技術を以て無限の生産を遂行する必要に迫られてゐる現在において事情は全く一變し、自由競争と私益追求は最早國家の利益と一致しなくなつて來た。

いま之を大東亞共榮圏の交易方式について見るに、地域の異なるに従ひその運營の様式は一樣でないが、自由競争制は今や全く止揚されてしまつた。即ち圓

域と泰國向輸出に對しては原則として實績主義が採られ、佛印に對しては代行制が採られ、南方占領地域に對しては指定制が採られてゐる。

抑々實績主義は自由競争制の否定である。そこに行はるゝ取引は最早價格制度と需要供給の自動作用によつて動くのではなくして、相手市場との協定または需要地乃至供給地の一方的事情によつてその取引量も價格も取引先もすべて一定するのである。そこには最早業者同志の競争の許さるべき餘地がない。そこで業者が一定基準年度における實績に按分して今後の各自の取扱量を取極めることにしたのが所謂實績主義である。實績主義をより合理化したのが代行制である。即ち實績保有者の中から一人または數人の代行者を選んで之に輸出入の業務を委託し、被代行者は所謂眠り口錢を取得する制度である。之は實績制度の所産であるから、實績制度そのものが認められなくなれば、かくの如き制度も亦自然に消滅せざるを得ない。實績主義については任意に選ばれたる一定

基準年度に偶々實績を有する者、而かもそれは自由經濟時代において作られたところのものを基準として、永久に不勞所得——眠り口錢——を保證する弊害を伴ふものであつて、現下國民皆勞の時代精神に相反するものであるといふ見地から之を非難する聲が一部にある。

指定制にあつては國家が任意に最資格者と認むる者を選んで、之に輸出入の業務を擔當せしむるものであつて、眠り口錢制度を認めない。

今次の貿易業整備統合は一應實績主義に基いてその統合が行はれてゐるもの、その目標とするところは適格業者を残存せしめ、しかして今後の共榮圈貿易の實務擔當にはこれら業者のうちから、更に最資格者が撰擇されて、いはゆる重點主義が採られるものと見られてゐる。蓋し將來競争なき共榮圈貿易において、さう多數の貿易業者を必要としないことは輸出統制において代行制が廣汎化しつゝある傾向に徴しても明らかである。また割當適用外の特別許可品目

の漸増しつゝある形勢に鑑み、更に圓域向輸出において各種の商品別統制會社の設立されんとする傾向に鑑み、更にまた南方占領地域に對しては指定制を以て望むといふ實情に徴しても、實績主義の積極的意義は次第にその影を薄めつつあるといふ客觀的狀勢にその目を蔽ふことは出來ない。

近ごろでは一般に貿易介入權をいつて、輸出入割當の配分を受け得られさへすれば、何人でも共榮圈内の貿易に参加することの出来るやうな組織と建前になつてゐるのである。それがため貿易業の整備統合に關聯して最近輸出實績の賣買が盛んに行はれ、そして一定基準年度の對第三國輸出實績金額の二割とか三割といふ値段で取引され、また商品の種類によつては更に高價な値段でその實績賣買が行はれた。即ち一人々々を別々に離して置いたのでは貿易業者としての適格性を缺くから、之を統合することによつて、今後の新しい貿易態勢に備ふるといふ方針で、最近専ら實績を基準とした統合、その實、實績の賣買が

行はれたのである。かやうにして實績が買ひ集められた場合に、その實績に相應するだけの輸出介入權が得られるわけである。然しながら如何に貿易技術が單純化したからといつても、統合體が將來貿易を運営する上において基本となるものは單に形式的な實績の集合だけでよいわけはなく、それを實質的に裏付けするに足る資力、設備、陣容、組織力等の人的並に物的要素を必要とすることはいふまでもないところである。加之、將來共榮圈の交易を擔當せんとするものにとつては、從來の英米流の自由競争を旨とする個人主義的舊殻を脱して大東亞共榮圈の確立に協力すべき體制が第一義的に要請され、従つてかゝる國策遂行の代行機關たるべき貿易業者はその責任の重大性を充分に自覺し、各自その職域を通して報國の實を擧げうる奉仕能力の涵養に努めなければならぬ。即ち將來における貿易業者の適格性と、それに相應する割當量の決定には、かかる交易奉仕能力の量と質にその基準が置かるべきであり、單なる過去の實績

の大小のみに拘泥すべきでないと思ふ。

六、比較生産費の原理に基く國際分業主義から、
適地適業の廣域分業主義へ

古典派貿易理論における比較生産費説は貿易發生の原理たると同時に貿易利益即ち國際分業の利益を説明するものであるが、かくの如きは舊秩序的な世界經濟乃至國際自由市場の存在を前提して初めて是認し得らるゝところのものである。抑も從來の世界經濟は商品のみ國際的流通を自由にするを原則とするも、資本と勞働の移動を制限することによつて歪曲されてゐたことは言ふまでもない。「世界新秩序としての廣域經濟においては、かゝる障害によつて歪曲されたる不合理なる國際分業を打破して、こゝに最も合理的なる適地適業の廣域分業を成立せしめなければならぬ」といふ谷口吉彦博士の意見は最も傾聴に

價する。

云ふまでもなく大東亞共榮圈建設の根本方策は、産業立地計畫の樹立、共榮圈相互間の物資交流、爲替決済機構の確立の三點を根幹とするものである。就中、大東亞産業立地計畫に關しては昭和十七年五月四日の大東亞建設審議會第二回總會において答申決定せる大東亞經濟建設の基本方策に基き、七月二十三日第五回總會において大東亞の鑛業、工業、電力建設基本方策の答申案を審議決定した。右は「大東亞經濟建設基本方策」に則り、大東亞全般の經濟力を綜合的に發揮し、以て大東亞防衛に必要な自主的國防生産力を完成し、併せて新世界經濟に對する大東亞の優位を確立するにある。而して各地域建設の指標として擧げられてゐる項目は次の如くである。

一、皇國においては特に精密工業、機械工業、兵器工業等の高度工業に重點を置き、その飛躍的擴充を圖ると共に、適地適業に依り、その他の重工

業、化學工業及び鑛業の振興に努め、且つ之が動力たる電力の擴充を圖ること

二、滿洲國においては鑛業、電力の開発擴充並に製鐵事業及化學工業の劃期的振興に努め、機械工業等は國防上の要請その他の必要に應じ之を興すこと、輕工業は國內の需要に應じ之を興すこと

三、支那において鑛業、製鹽等の振興を圖り、特に北支においては治水發電を圖ると共に、石炭、電力等に依存する製鐵事業、化學工業等の劃期的振興を期すること、輕工業は皇國産業の發展段階に照應しつゝ相互の調整を圖り、逐次その發展を圖ること

四、南方においては差當り鑛業並に石油事業の振興にその重點を置くと共に各種特産物の加工處理に關する工業を興し、且つ逐次水力發電の開発に伴ひ、アルミニウム工業の擴充を期すること、輕工業は既存のものを

整備するのほか、資源賦存の状況に依り逐次その發展を期すること

かくの如く大東亞共榮圏の産業の分野に當つてはそれらの立地條件と經濟發展段階を考慮し、この經濟建設の指導的立場にある日本は精密工業、機械工業の躍進を圖り、また重工業、化學工業及び鑛業の基礎産業を發展せしめ、更に輕工業の大陸における發展を助長するのみならず、將來日本の輕工業、就中纖維工業及び雜貨工業を逐次整理して大陸に移轉せしめる方針であることは曩に昭和十五年十月二日の閣議決定による「日滿支經濟建設要綱」以來既定の事實であり、また昭和十七年七月二十三日第五回總會における大東亞建設審議會において、大東亞産業立地計畫に關する「主要産業の建設要領」中にも「纖維工業は圈内適地において原料資源の自給自足を確保すると共に、皇國においては化學纖維工業の躍進を計り、その他の纖維工業は概ね軍需充足、民需自給、高級品の技術確保の範圍に止め、諸般の情勢に對應し、逐次之を圈内他地域へ

計畫的に移轉する」と述べてゐる。従つて若しこれらの工業が日本在來の工業と競合する場合にその發達を防止し、又は阻害するが如きは決して共榮圏の福祉を増進する所以ではない。依つてその指導國たる日本の採るべき道は日本工業の高度化と精密化を措いて他にないのである。

斯の如き産業立地、國土計畫に伴ふ物資の交流は從來の貿易の内容に質的轉換を要請せずには措かない。即ち我國への輸入は國防國家建設に必要な軍需資材と國民生活の安定に必要な食料品などにその重點が置かれ、また輸出は共榮圏の確立に必要な生産擴充資材と生活必需品を主とすることとなるであらう。

惟ふに有史以來の宏大極はまりなき聖戰を完遂するためには、現在並に將來とも軍需工業の飛躍的發展が約束されてゐるのであつて、この方面に向けらるる勢力の集中は一般輕工業の低賃金を必然的に破壊せずには措かないであらうと共に、將來この方面において勞働力、原動力の不足缺乏を告げるに至るであ

らうことは豫想に難くない。この點において勞働力の豊富にして低廉な大陸並に南方諸地域は輕工業、就中纖維工業並に低度の雜貨工業の經營において我國よりも有利な社會的環境におかれてゐる。そこで産業の立地條件と經濟發展段階を考慮し、資源賦存の現地に適産適業を興し、自給自足の體制を整へることは今後更に一段と逼迫を續けるであらうと豫想せられる船腹の緩和にも資するところ至つて大なるものがあると信ずる。

なほ交易は從來の如く單に物資の交換、貨幣の流通、收支、貸借關係のみならず、他の經濟關係、就中、産業立地、國土計畫に基く勞働の適正配置を伴ふべく、更に一般政治、法制、文化などの交流にも及ぶものである。

七、私的經營形態から、公的經營形態へ

「從來の貿易は自由競争を旨とし、營利を目的とする私的經營の形態を採つ

元的な貿易會社の創設を提唱したのは昭和十三、四年頃からであるが、當時はまだ自由貿易思想が横溢してゐたので、拙案を指して「ユートピア」建設を唱ふるものとして全く顧みられなかつた。尤も當時は今日とは事情を異にし、唯無用の競争を防止して一厘でも多く外貨を獲得しうるための手段方法として叙上の會社案が提唱されたのであつた。然るに現下の貿易は當時とは全然その趣を異にしてゐるのである。云ふまでもなく、現下における貿易は總て國策に基づく物資の交流を目的とするものであつて、純粹な經濟的目的に従つたものではないから、企業としては成立しないところのものである。屢説の如く高度國防を目的とする現下の共榮圈貿易はその損益が國家の計算において行はれる建前が採られなければその確保増強が望まれない段階にあるのであつて、この目的からする貿易機構の再編は今や必至の情勢にある。而して交易營團設立の主張は正にこの目的に副はんとするものである。

てゐたことはいふまでもない。然しながら、現下における貿易の根本方針は高度國防國家體制の建設を目標とし、飽くまで物動計畫に基く輸入促進に重點を置いた求償制の方式によつてこれを規正して行かなければならない。加之、輸出部面において限りある物資の最高効率の實現を計るためには從來の如き廉價多賣の輸出振興方策は一應精算されなければならなくなつて來た。この内外の新情勢に對處するためには最早從來の如き個人の恣意による自由體制は許されなくなる。この時代傾向は、貿易機構が當然國家目的に従つて再編さるべく要請される。かくて貿易の運営はその輸出入が全面的に計畫化され、一元的な國家機關によつて推進されるどころまで發展せざるを得ない必然性を有する。この見地から著者は前著「日本戰時貿易政策論」においてその具體策として「大日本貿易株式會社」の創設を提唱したのであつた。これは著者の舊著「新體制下の貿易讀本」の序文の一節である。著者が一

第二章 交易營團の必然性

第一節 國策會社と營團

交易營團を論ずるに先だち、一般營團について考察する必要がある。而して營團に關する論議の一は營團の性格に關する問題である。營團は新時代の生んだ制度として全く新しい範疇に屬するものであるから、既成概念を以て之を判斷するわけにはゆかない。社團法人か財團法人か、營利法人か公益法人か、私法人か公法人かの區別の如きは、恰かも四次元の世界に立つて之を三次元の幾何學定理を當て嵌めやうとするの類に等しい。營團に對する第七十六議會における政府答辯に依れば「特殊の私法人にして社團法人と財團法人、營利法人と

公益法人の各々中間的性格を有する一種特有なる法人組織である」と云つてゐるが、營團を私法人と解する點に就ては學界にも異説がある。要するに營團は統制經濟において最も新しく登場したものであり、その出現は云はゞまだ營團神話時代とも云ふ可き創世期に屬してゐるのであるから、假令營團の總てに共通する本質的なものが普遍的に存在するとしても、その本質がはつきりと把握されるためには、もつと色々の營團が一通り出揃つた上のことではなければならぬやうに思ふ。

ところで凡そ事業を行ふところの、いはゆる經營形態には民營形態と官營形態とがあり、民營形態には個人經營もあれば株式會社經營もある。次に官營形態には特別會計によるものもあればまた直接國庫によるものもある。而してその何れもが今日の時世に合はないやうな或る種る事業を行ふための一つの經營形態として新しく生れて來たのが營團である。

營團といふ文字は第七十六議會に「經營財團」の略稱として出現したのであるが、これより先、東京市政調査會が昭和七年に發表したところの「公益企業法案理由書」中にも「企業營團」の制度が立案されてゐるし、更に滿洲國建國大學から提唱された「公社」の制度（作田莊一博士「經濟の道」）が思想的に血脉を引いたものであると解されてゐる。

營團といふ文字を使はなくとも實質的に營團であるものも少くない。例へば國民醫療法による「日本醫療團」の如き之であり、また凡そ「金庫」と名の附くもので「産業組合中央金庫」と「商工組合中央金庫」の二つはその性質を異にするが、其の他のものは「國民更生金庫」でも「南方開發金庫」でも總て實質上營團に屬する。また過般の日本銀行の改組は從來の株式會社日本銀行を營團化（金庫化）したものである。なほ現在の横濱正金銀行とか之と關聯し、更に臺銀、鮮銀の營團化も不可避の情勢にあると云ひうる。

現在までに設立された營團及び金庫は左の如くである。

營團及び金庫

(營團)	特別法	設立年	資本金	出資別	損益處分
住宅營團	法律四六	昭和十六	一〇〇 <small>百萬元</small>	全額政府出資	剰余金配當最高三分五厘
帝都高速度交通營團	法律五一	〃	六〇	政府出資四〇	利益金配當制限アリ、補助金交付制アリ
農地開發營團	法律六五	〃	三〇	政府出資一五	利益金配當制限アリ、補助金交付制アリ
産業設備營團	法律九二	〃	二〇〇	全額政府出資	配當ナシ、損失補償制度アリ
重要物資管理營團	法律六七	昭和十七	二〇	全額政府出資	配當ナシ
中央食糧營團	食糧營團法 法律四〇	〃	一〇〇	政府出資五〇	利益金配當制限アリ

地方食糧營團	〃	政府決定	中央食糧營團 モ出資	利益金配當制限アリ
日本醫療團	國民醫療法 法律七〇	〃	一〇〇 全額政府出資	剰余金配當勅令ヲ制限

(金 庫)

庶民金庫	法律五八	昭和十三	一〇 全額政府出資	剰余金配當不許可
恩給金庫	法律五七	〃	三〇 政府出資五〇	民間出資ニ優先配當
國民更生金庫	法律四二 法律六八	昭和十六	五〇 政府出資四九	民間出資ニ優先配當損失補償 制アリ
日本銀行	法律六七	昭和十七	一〇〇 政府出資五五	剰余金ハ民間出資ニ優先配當 政府出資ニ配當セズ補給金制 アリ
南方開發金庫	法律三三	〃	一〇〇 全額政府出資	剰余金ノ處分要許可、損失補 償制アリ
戰時金融金庫	法律三二	〃	三〇〇 政府出資 二〇〇 民間出資	民間出資ニ優先配當損失補償 制アリ

(註) 外地には此の外、朝鮮農地開發營團、朝鮮住宅營團、臺灣住宅營團がある。

營團は外國においては早くから存してゐるのであつて、獨逸における中央銀行の如き、伊太利における伊太利映畫協會の如き、米國におけるテンネシー地方營團の如き、更にまた明治四十一年に設立された英國におけるロンドン港務局の如き、營團の最大最古のものであることを神戸商大北村五良教授は指摘してゐる。

牧野英一博士によると、株式會社が化けて營團となつたのであるが、その株式會社が又一種の化物とされて居るのである。即ち

「十九世紀において發達した株式會社は一種の怪物になつてしまつたのである。事業は甚だしばく國を超えて國際的なものになり、さうして私法上の法人でありながら、一國の政治をも動かすものになつて國家の手にあまるものになつたのでありますが、もとはと云へば、國家がその法律をもつてこしらへたものに外ならぬのであります。國家はみづから株式會社をこしらへて

において、その株式會社には手焼くやうな事になつたのであります。そこで營團法といふのは、それを今法律的にこしらへなほす事になつたのであります」

と述べてゐる。營團は株主總會のないこと、配當を著く制限されて居ること、強度の國家的干渉を受けて居ることの三點において株式會社と異つてゐる。

想ふに自由主義經濟社會における支配的な企業形態は近代資本主義の發展と共に成長して來たところの株式會社企業である。然り而して本來企業なるものはそれ自體において營利を目的とし、その營利のために存立する經濟組織であつて株式會社はその代表的な企業形態である。然るに近代資本主義の威力を抑へて之を國家目的に従つて捕捉せんとしたところに個人的資本主義から國家的資本主義への移行が見られるのであつて、その結果個人的資本主義經營の性格上に一大變化を來したのである。その具體的な現はれとして、會社經理統制令

を見出すのである。即ち「會社は國家目的達成のため國民經營に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義」とすべきことを要請してゐるのであつて、今日の株式會社は既に營團的色彩を具備してゐると云ひうる。従つて個人的資本主義經營のみが資本主義經濟の本來の姿だとすれば、資本主義といふものは既に終りを告げたものであると云はなければならぬ。そしてこの資本主義經濟の變革期にあつて、企業自身の性格を本來の營利主義的なものから國家目的達成を主眼とするところのものに轉換せしめんとする方式が、例へば國策會社の設立となり、營團の發生を促すに至つたのである。

ところで國策を遂行するといふ點においては、國策會社も營團も何等變りないのみならず、歴史的に見れば營團は國策會社の發展形態である。然しながら國策會社が會社である以上、會社の機能には一定の限度がある。國策會社も亦資本を中心として動いてゐる限り、採算を全然無視して事業を經營することは

許されない。もとより國策會社はその性格上殊更に利潤を追求して利益の増大を企圖することはすくなく、またその必要もない。それよりもまづ國家社會公共の福祉を増進することにその考慮が拂はれなければならぬことは勿論であるが、さりとてその事業が採算的に不成立であることを前提として經營さるゝことはあり得ない。國策會社の多くは民業においては營利的危險が伴ふため之に代りて國家がその危險を負擔する建前で公益的、國策的企業の經營に當るものではあるが、一應は常にその經營が採算を度外視しない建前において經營されるのである。然るに營團においてはかくの如き資本の採算性と企業の營利性の全く無視されてゐる點に兩者の本質的な相違がある。

日鐵の營團への改組計畫はこの點において幾多の示唆を與へるものである。即ち國家最大の要請たる鐵鋼生産の劃期的増強を飛躍的段階に推進せしむべき製鐵新體制が今まで通りであつてよいわけではない。即ち日鐵の重要使命は戦力

増強上に、大東亞の建設上に、生産力擴充の根幹をなすものであるから、その損失を補填し、巨額の所要資金を投下しうる制度なくして果して日鐵がこの負擔に耐へ、以てその使命を全しうるかどうかが問題である。即ち日鐵法に定められた損失補填が政府所有の株式に對する配當に充つべき利益金中より控除し得るといふ程度のもものでは到底賄ひ切れるものでないのである。日鐵營團化の論據は此の點から見て當然であると云はなければならぬ。

營團にあつては國策會社と等しく

第一に營業資金充實手段として多額の債券を發行する特權が與へられ、且つ

元利償還を政府が保證する

第二に所得税、法人税、營業税等が免除される

第三に政府の出資金に對して剩餘金の配當を免除し或は減額しうる

第四に事業上已むを得ずして生じたる損失は政府が補償する

第五に民間資本に對する配當率がある程度に達しなかつた場合にはその不足額は政府が補償する

等の特典が與へられてゐるのである。かやうに保護の特典も配當の制限も補償の制度も程度の相違に過ぎないが、營團においてはそれが發展強化されてゐる點に特色がある。

次に貿易企業と國策會社との關係について見るに從來の貿易は自由競争を旨とし、營利を目的とする私的經營の形態を採つてゐたのであるが、かくの如き個人主義的、無計畫的自由體制を以てしては到底この世界的な大轉換期にある内外の新情勢に對處することは出来ない。この非常時局の要請に従ひ、貿易機構は當然國家目的に従つて再編され、一元的な國家機關によつて推進されなければならぬ段階に達してゐるのである。而してその最も徹底した方式は貿易の國營であつて、現に南方占領地域の貿易は即ち之である。そしてかくの如き國營

形態は軍政下における例外的な臨時措置であつて、早晚民營形態に立ち戻るものであるか、將またこれが將來における貿易の基本的方式となつて圓域その他をも包括し、全面的に國營化される先驅をなすものであるか、今こゝでは容易に豫斷の許されない問題である。然しながら一般に國營事業に對する非難は豫算決算制度等を通じて議會の監督を要し、各種の煩瑣なる法律上の束縛を受け運用の圓滑を缺くといふ點であるが、貿易の國營化といふ問題は一應茲では考慮の外に置くこととする。そこで著者が前述の如く數年前に提唱したのは「大日本貿易株式會社」と云ふ一元的な國策的共販會社を創設することであつた。なほその詳細の説明は拙著「日本戰時貿易政策論」に譲ることとするが、要するに輸出の場合の例を採れば、當該會社は日本よりの輸出品全部を買取り、之を最も有効適切な方法で輸出するのである。會社は輸出に際し株主たる貿易商社中、當該商品の種類並に仕向市場などを考慮して、最も適任なるものを選ん

で、之に委託輸出せしめる。また現在の商社のうちから適當なるものを選んで之を海外における代理店に任命して配給の任務に當らしめる。會社は一元的に蒐貨配給の獨占權を握つて居つて、各市場に必要な數量だけを最も合理的な値段で計畫的に輸出するのであるから、海外におけるこの代理店は極めて確實なる基礎の上に配給の事務を擔當することが出来る仕組である。

此の拙案が發表された當時は業者から相當強い反對論があつたけれども、その後における内外の客觀的情勢は、その好むと否とに拘らず、これをその方向に推進せしめずには措かなかつたのである。そして拙案の如く全商品を網羅し全地域を包括する一元的な國策會社の創設を見るところまではゆかなかつたけれども、その後一定の地域を限つた商品別の一元的輸出振興會社の設立されたもの、圓域向を中心として既に十餘を數ふるに至つた。而かもこれらの會社の運営は最初のうちは個々の業者を通して取引を行ふといふ所謂トンネル式であ

つたものが次第に代行制を採るやうになり、最後にトンネル式や代行制を止揚して會社自身が直接取引を行ふといふ本格的な軌道を歩まんとする傾向に進んでゐる。然しながら現段階における貿易が果してかくの如き振興會社の運営のみによつて遂行されうるや否やを検討しなければならぬ。

抑々現段階における對共榮圈貿易を地域別、物資別、輸出入別に個々に觀察するときは、一方において採算上非常に有利な部面のある反面に、他方において非常に不利な部面が存在してゐる。例へば大陸インフレーションに伴ひ、圓域物資の甚だしき奔騰は兩國の間に著しき較差を生ずるに至り、従つて我方よりの圓域輸出は非常な利益を齎らすに反し、圓域よりの輸入は愈々困難となり、之がため彼此の物資の交流は頗る圓滑を缺いてゐる。これは現在圓域における通貨制度と物價政策の關係上全く不可避の現象である。従つてこのまゝに放任して置けば輸出は非常に採算に恵まれる反面に、輸入は不利となり、その結果、國

策上から輸入されなければならぬ物資も輸入されないこととなる。そこでこの日支間の物價差を調整するために留保金制度が採られてゐることは周知の如くである。即ち我國よりの輸出に對して課した留保金を以て輸入の差損を補填するのである。然しながら物價は絶えず動搖して留保金の基準は常に現狀に適合しない憾がある。加之、現下における大東亞の物資交流が、その物價差を留保金制度のみによつて解決し得ないことは事實がこれを證明してゐる。例へば現在中支からの對日輸出において、ある種の物資に對して適用されてゐる「特別圓」といふのは對日輸出の爲替差換をカバーするための補償制度であつて、政府補償額は相當莫大な金額に上つてゐる。而かもさういふ無理をしなければ現在物動物資の期待數量は獲得出來ないやうな状態にあるのである。

要之、現在における交易實行上の諸障害を排除し、大東亞物資交流の圓滑、増進を計るためには、資本の採算性とか、企業の營利性の羈絆から全く脱却し

切ることの出來ない株式會社組織——假令、それが國策會社であつても——では到底運營することが出來ないのである。詳言すれば大東亞共榮圈建設のため物資交流はその損益が總て國家の計算において行はれる建前が採られるのでなければ、その確保増強が望まれないところの新段階にあるのである。而して之が實現を圖るためには營團的組織による一元的實施機關による運營以外に適切なる方策がないのである。

交易營團にありては内地においては一定價格によつて買上げたるものを適正價格を以て輸出し、また現地においてはその蒐貨物を適正價格を以て買上げたるものを内地において一定價格を以て賣渡し、その損益はプール計算によつて綜合按配せらるゝほか、損失に對しては國家が之に補償の道を講ずるものとするのである。かくて營團による價格調整に關しては現地機構と緊密に連繫協力し、現地の情勢推移に即應し、價格操作一本によつて敏速活潑に最も時宜に適

する處置を採りうるを以て、前述の留保金制度や、特別制度の如き制度は自ら之を解消せしめうるのである。

第二節 統制會と營團

統制會の生誕は第二次近衛内閣が昭和十五年八月一日中外に闡明した基本國策要綱に淵源する。即ち經濟新體制の確立について同要綱は「官民協力による計畫經濟の遂行、特に重要物資の生産、配給、消費を貫く一元的機構の整備」と述べてゐるのであるが、之を如何に具現するかといふことが經濟新體制の眼目であつた。

而して我國產業經濟の總力を最高度に發揮せしめ産業組織自體に劃期的刷新を加へると共に、之が再編成を期する「重要産業團體令」は曩に昭和十五年八月二七日の臨時閣議で決定せる「經濟新體制確立要綱」に基き、昭和十六年八

月三十日公布、施行規則については九月一日附を以て公布、即日施行となり、而して右團體令を根據として組織される團體がいゆる指導者原理による「統制會」であることは云ふまでもない。抑々從來の經濟團體は大企業のカルテルは勿論、産業組合でも、商業組合でも、工業組合でも、貿易組合でも、自由主義と個人主義の原理に立つものであるから、國防國家體制を完成するための戰時統制經濟乃至綜合的計畫經濟の進展と共に、かくの如き自由團體乃至利己團體では時局に對處してその職能を果し得ないことが明かとなつた。ところが自由主義經濟の榮えてゐた事變發生當時までは我國經濟の指導的地位にあつたのは財界人であつた。然るに事變後國家的統制が高まるにつれ、民間當業者は私企業の立場に固着して國家經濟統制者としての適格性を缺いてゐた。めに、官僚によつてその指導的地位を追はるゝに至り、民間の自主的統制は官僚統制へ移行するに至つた。然しながら官僚統制はまたその知識經驗の不足と機構の不

備から、やがて指導者としての弱點を露呈し、かくて民間の自主統制と官僚統制とを止揚した新しい經濟指導者が要望されるに至つた。この目的のために新しい指導者として私益の束縛から解放せられた民間業者を登場せしめたのであつて、統制會の組織は正にこの原理によつたものである。

統制會と營團との關係について見るに、經濟新體制の具體的表現として登場したのが統制會である。而して經濟新體制の指導原理は公益優先といふことである。即ち經濟新體制確立要綱はその基本方針において

公益優先、職域奉公の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に、經濟團體の編成により國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し、高度國防の國家目的を達成せしむるを要す

と云ひ、また同要綱はその企業體制において

企業體制を確立し、各個の企業をして國家目的に従ひ、その創意と責任にお

いて之を經營せしめ、生産の確保増強を期す

と述べてゐるやうに、そこに公共的、公益的、倫理的な社會理念が強く現はれてゐるのである。これ統制會が新經濟倫理の實踐體であると云はれてゐる所以である。ところが經濟は本來個人的利己的本能に發するところのものである。即ち經濟行爲の根本には依然として利潤の追求といふ營利心を認めて置きながら、倫理的行爲は經濟の外部から經濟の齎す弊害の匡正に當らなければならぬといふのであつて、之が從來の統制經濟の行き方である。併しながら經濟の内部から來る弊害は、之をその外部から匡正することは出來ない。即ち自由主義經濟の根底にある營利主義の匡正以外に根本的な匡救策はない。その要請に基いて生れ出たものが營團であるといふことが出来る。

想ふに從來の統制は専ら外部的經濟機構の編成替に主力が注がれてゐたが、それを構成する企業形態自體は自由主義形態を基調としてゐたのである。そこ

ろが今度は企業形態そのものが再検討されるに至つた。詳言すれば統制會運営が如何に國家第一主義であつても、その之を構成する會員が營利を目的とする企業の性格を完全に脱却し得ざる株式會社組織である以上、戰時經濟の建設擔當者としては不適當である。即ち戰爭經濟の新段階は從來の營利を目的とする企業形態に非ざる新しき企業形態に對する要請を促したのであつて、その結果として營團の生誕を見るに至つたものである。

翻つて見るに昭和十五年の秋から年末にかけていはゆる經濟新體制のやかましかつた頃、資本と經營の分離といふことが問題となつた。現代の企業は二つの面を持つてゐる。それは一方において資本所有の機能を營み、その限りそれは私的利益の追求によつて動かされてゐる。併し他方において企業は公共的又は社會的機能を營み、この面に關しては公的利益に役立つてゐる。併しながら私的利益の專恣的追求が企業の公共的機能と衝突するが如き今日の時代にあつ

ては、企業の持つこの公共的側面を強調してその優位を認めなければならぬといふのが、資本所有と經營機能の分離に關する理論的根據である。株式會社では理論的には資本と經營は分離するが、現實的には株主重役の介入によつて資本主は經營主となつて來る。それがため經營機能が之によつて制肘を被り、その公共性は充分に發揮されない。だから個々の企業が最も國家の目的に沿ふやうに經營される爲には經營者をして利潤追求を根本目的とする資本の霸制から脱せしめ、自由に國家奉仕の手腕を揮へるやうにする必要がある。かくの如きは經營機能が資本所有から分離されることを條件としなければならぬといふのが革新論者の主張するところであつた。これに對しては財界、並に現状維持論者から相當根強い反撃があつた。そして實際に出來上つた「經濟新體制確立要綱」は「資本、經營、勞務の有機的一體たる企業」といふ表現を以てしたのである。これは企業における「資本と經營の分離」に對する反對の意思表示とも

見られる。かやうに「資本と經營の分離」といふ表現を殊更に避けて、かうした三位一體論に置き換へたのであるが、結局において資本と經營と勞務を並列させることによつて、從來の「資本の支配」といふ考へ方を拂拭して婉曲に經營の優位を認めてゐるものとも解せられる。この經營優位の思想は「企業擔當者の創意と責任とにおいて自主的經營に任せしめ」といふ表現の中にもはつきりと之を讀みとることが出来る。

營團にあつては政府出資のほか、民間資本にも依存することがあるが、その場合における出資者は、既に事業家的資格を失ひ、また株主總會がないから従つて之を通して經營に参加する資格もないのである。即ち資本と經營の分離といふ思想的傾向は營團制度によつて法制化されたものと云ふことが出来る。

營團は理念的には營利を目的とする株式會社制度を否定するものであるが、それかと云つて、營團の發足によつて株式會社の意義が全く消滅し去つたと云

ふことは出来ない。即ち營團の機能の及ばない範圍においては依然株式會社の活動に俟たねばならぬと共に、株式會社經營によつては到底國家目的の達成されない部面においては營團の機能に依るの外ないのである。従つて兩者は互に排除するものではなく、寧ろ補完的な立場を採つて互に協力し合つてゐるといふところに歴史的意義があるといふことが出来る。

事實、今日までに出来てゐる營團について見るに、例へば住宅營團とか、交通營團の如く社會政策的なもの、又は産業設備營團とか重要物資管理營團の如く戦時經濟政策的なものに限られてゐる。かくて營利的民業にとつて不利なる企業はすべて營團に委せ、民業は危険負擔のない營利に都合のよい企業のみを營むといふことになれば、國民合體の負擔において營利企業のみを助けるといふことになり、その結果は營利主義の否定どころか、却つて營利主義の擁護となる恐れも多分にあるといふ論者さへあるのである。されば營團の出現を以て

革新を憧憬する人々の主張するやうな社會秩序の變革の先驅をなすものと見るのも行き過ぎた考へ方であるし、また財界人が之を以て資本主義企業の活動分野を全面的に吸収せんとするものであるとなし、徒らに脅威を感じるのも當らない。

然しながら戰時經濟の進展と共に日本經濟の質的變化に伴ふ企業形態の變貌は、現在の株式會社制度そのもの、檢討を必至とするのであらう。詳言すれば現在の會社法を改正して株主權を制限し、指導者原理を強化し、また公益の見地よりして政府の會社に對する監督をより強化することは必至であり、また會社經理統制令、資金調整法、勞務關係統制法規その他原料配給統制強化等によつて民間會社にあつても資本と經營の分離傾向が強まると云へる。従つて從來の民間株式會社は將來新株式會社法が實施せらるれば、法制上から見ると資金及び勞務、原料等の統制の觀點から見ると、從來の國策會社にほゞ近い地位の

ものになつて存続するものと見られてゐる。

統制會に次ぐ營團經濟の動向は企業形態にも幾多の變革を齎しつゝあるが、統制會は自治統制と官僚統制の失敗から案出された官民一體の統制機構であつて、指導者原理に従つて運營されるものである。だからそれは飽くまで指導統制するだけで、事業を經營しないのである。之に反し營團は之に即應する經營形態であつて、國家的統制計畫に従つて事業を經營するのである。即ち前者は一つの統制方式であつて、産業指導のための産業組織である。之に反し後者は一つの經營方式であつて、經濟業務を營む企業體である。かやうに統制會と營團との關係は自ら職能及び領域を異にし、また觀念的にも統制會は民間企業の自主的な總括的統制を目的としてゐるのであり、營團は一種の國營民有形態である。従つて統制會の傘下企業中、將來例へば日鐵の如き營團化が起りうる場合に、その營團企業は自ら別個の存在となり、直接的には統制會の指揮を離れ

て國家直接指導下に立つものと見られてゐる。然しながら統制會と營團は相互に協力し合ふ關係を誘致するに至る結果、統制會の指揮下から離れても側面的協力といふ點において聯關性を有つものである。

統制會と營團とが形の上で一體化してゐる例として船舶運營會を擧げることが出来る。船舶運營會とは戰時海運管理令第一條並に船舶運營會定款第一條に示せる如く「海運事業の統制のためにする經營を目的とする團體」であつて、船舶運營會がその構成員として有力船會社を網羅してゐる點では統制會と少しも變りはないが、船舶運營會が自ら經濟行爲を營むといふ點では營團である。かやうに船舶運營會は統制會と營團の兩機能を備へてゐるものである。

第三節 貿易統制會と交易營團

貿易部門に關しては鐵鋼、石炭、機械、セメント、非鐵金屬、造船等々も

に昭和十六年十月三十日附第一次指定産業として指定され、續いて十一月二十四日附統制會設立命令に従つて昭和十七年一月二十七日創立總會を開き、こゝに本邦貿易の再編成を期する貿易統制會は正式な發足をなすことゝなつた。

貿易統制會は本邦貿易の綜合的統制運營を計り、且つ貿易に關する國策の立案及遂行に協力するものであつて、その目的を達するため左の事業を行ふものである。

- 一、貿易に關する政府の計畫に對する參畫に關する事項
- 二、貿易の實行計畫の設立及遂行に關する事項
- 三、貿易の振興及調整方策の決定に關する事項
- 四、貿易に關する統制指導及検査に關する事項
- 五、貿易業の整備に關する事項
- 六、貿易に關する調査、研究、報道及宣傳に關する事項

七、貿易に關する施設に關する事項

八、その他本會の目的達成に必要な事項

貿易統制會は商工大臣の指定する左に掲ぐるものを以て之を組織するのである。

- (イ) 輸出統制會社
- (ロ) 輸入統制會社
- (ハ) 貿易組合及び貿易組合聯合會
- (ニ) 輸出又は輸入の統制を爲す團體
- (ホ) 主要貿易業者

貿易統制會では今次の権限委讓決定を機として統制規程の具體案を考究中のところ愈々近く正式決定の運びとなつた。

この統制規程の内容としては

- イ、會長の権限強化とヒユラーシステムの確立
- ロ、綜合交易計畫の立案への參畫
- ハ、交易實施計畫の作成
- ニ、交易物資の需給調整

等が當然織り込まれるものと見られてゐるが、統制會による直接の交易自體の統制は各交易調整機關に對して行はれ、交易商社統制は間接的となる模様で、この點爾餘の統制會と比して頗る特異性を有してゐるところが注目される。

然るに最近統制會から營團へと發展的解消を遂げると云はれてゐるものが貿易統制會である。然して貿易統制會が交易營團への發展は貿易業界にとつて重大問題たるのみならず、また統制經濟方式の動向として輕視しがたき問題である。然しながら貿易統制會が營團化したからと云つて、恰かも總ての統制會が營團制度によつて推進されるかの如く速斷してはならない。現在營團化するも

のとして問題となつてゐるのは、日鐵の場合を除き、貿易部門とか倉庫部門の如き事業の性質上、直接物資の生産に關與しない、従つて營利性の排除が齎らすべき能率低下の不利が比較的少ない部面のみに限られてゐるやうである。

そこで貿易部面であるが、交易實行上の諸障害を調整し、物資交易の圓滑増進を圖ると共に、これを統制運営してその計畫的實行を確保し、且つ併せて物價政策の有効なる遂行を期するためには交易體制の劃期的再編成を前提とすべく、それは従來の貿易統制會に見るが如き貿易事業の統制のみに限定せられたる機構と性格とを止揚し、自ら貿易事業を經營し、且つその損益を綜合調整し得る如き機構でなければならぬ。そこで大東亞交易の一元的實施機構として曩に貿易統制會の改編強化論もあつたが、同會が重要産業團體令によつて設立せられたる關係上、組織の上でその機能に缺くところがあるのである。

貿易統制會は昭和十七年一月二十七日に成立を見たるも、その理念はやはり

大東亞戰爭勃發以前のものであつて、假令その權限委讓が實現したとしても、その性格を以てしては到底新事態に即應することは出來ないのである。何となれば貿易統制會の事業そのものが何れも貿易計畫の參與、統制の實施等に限られ、肝腎の經濟行爲を營むことは認められてゐないからである。

貿易統制會と微妙な關係にあるものは重要物資管理營團の出現である。重要物資管理營團は第七十九議會の協賛を経て昭和十七年二月二十三日公布、その附屬法令と共に、三月五日施行せられた。而して重要物資管理營團の業務は

一、重要物資の保有

二、重要物資の買入、輸入及賣渡

三、其他重要物資管理營團の目的達成上必要な事業

となつてゐる。現在南方物資は臨時軍事費特別會計を以て買上げ、このうち軍が自ら使用するものを除き、民需物資は重要物資管理營團を通じて輸入するこ

との出来る建前になつてゐる。そこでこの兩者を改組合體してその機能を擴充し、本邦交易の統制運營の中樞機關たらしめんとするのが交易營團の進み方である。而して技術的には交易營團の成立によつて重要物資管理營團は之に吸収せられて、その權利義務を承繼せられ、そして重要物資管理營團は廢止することとなり、また貿易統制會は解散することとなるのである。

かやうにして出来上つた交易營團は形の上では日本の對外貿易といふ資本主義企業の樞要なる活動分野を全面的に吸収することとなるのであるが、かくの如きは世界經濟の存在を前提とする國際自由貿易體制下において初めて云はれるのである。然るに今日の貿易は國策的要請に基く物資のみを交流せしめるものであつて、純粹な經濟的目的に従つたものでないから、資本主義的營利企業としては到底成立し得ないところのものである。若し南方占領地域の輸出入物資をも交易營團をして取扱はしめるといふことになれば格別であるが、さうで

なくして、軍政下にある南方占領地域の貿易は當分除外されるといふ建前であるから、交易營團の經營は、結局赤字となつて表はれるであらうことは極めて明白である。即ち現段階における貿易をこのまゝに放置すれば必要な方面に必要な物資が流れなかつたり、また不必要な方面に不當に流れたりして、國民全體の負擔において一部の業者だけが不當の利益を壟斷するといふことになるのである。之を合理的に調整し處理するところの機構が交易營團である。

交易營團は政府の代行機關として物動計畫に基き貿易の統制と運營の主體たるべきものである。従つて輸出入物資に付き價格調整の必要に處し買取輸出入の方式を採る外、物動貿易計畫の遂行確保のため、特に必要な場合はその危険と計算において買取輸出入を實行しうることとは勿論である。而して交易營團は國內においては實情に即し統制組合、統制配給會社等の調整機關を内部組織又は下部機構乃至連繫組織として有機的一體化を圖ると共に、現地においては

營團に照應し整備せらるべき當該機關と緊密なる連繫を保ち、内外現地を通じ輸出入と出荷、配給、蒐貨との一貫的統制運営を圖ることゝなる。

而して交易營團と調整機關との關係については、之と營團の組織内に吸収するも、また一部又はその全部を組織外に存置せしめて之と有機的一體化を圖るも實質的には何等異るところはない。要は各種調整機關によるプール計算により交流物資の價格並に損益を綜合的に調整しうる機構を組成すればよいのである。然しながら貿易の量的變化と貿易商社の數的變化と貿易企業の質的轉換に伴ふ内外客觀的情勢の變化は、從來の各種輸出入調整機關の比重を著しく輕減せしめ、これら調整機關の整備統合は必至の情勢にあると云はなければならぬ。而して將來その輸出計畫が生産命令に基き一貫的に行はるゝが如き場合は調整機關はその存在の理由を失ふに至るであらう。かくして調整機關の營團への吸収は結局時期の問題に過ぎないものと見られてゐる。

營團運営の實際にあたり、適格業者をその觸手として活動せしめることは勿論であるが、この場合從來のやうな、實績主義が採られるか、代行制が選ばれるか、將たまた指定制に依るかは、商品の種類、仕向先の如何、今後の情勢の變化による問題であつて、今俄かに豫斷は許されない。それは兎も角營團により適格業者として代行を委任さるべき殘存業者中には唯單に實績を機械的に蒐集したるのみにて何等の適切なる知識、經驗なく、また設備、陣容及び組織力等において缺くるものが少くない。かくては營團の末端機關として活動せしめるには充分であると云ふことは出来ない。故に過般整備統合せられたる殘存業者中のある者は更に之を再編成し、所謂交易奉仕能力を最高度に發揮しうる體制を整へしめなければならぬ。ここに交易奉仕能力とはかの實績のほか、資本力、設備、陣容、組織力、技能、時局の認識能力等を總括指稱するものにして、かかる能力を有する業者にして初めて營團の代行機關たる資格を有するも

のであると云ふことが出来るのである。

營團の活動地域に關しては、大東亞共榮圈における物資の圓滑を圖ることが共榮圈の確立上極めて重要課題たる以上、大東亞全域相互間における物資の總括的需給計畫の樹立と、その綜合的損益プール計算に基く大規模なる交易營團の創設がその理想目標たることを論を俟たない。然しながら之が實現を圖るためには大東亞共榮圈交易に關する圈内各地域相互間の決濟につき東京を中心とする圓による綜合決濟の行はるゝ大東亞金融機構の確立と一體をなすものなるを以て、差當り我國を中心として圓域及び泰、佛印諸地域と放射線狀に物資交流の圓滑を期する外はない。

現在南方占領地域の貿易は當分政府の直營貿易であつて、その他の地域とは全く區別されて居る。然しながら大東亞全域を通ずる物資の交流とその確保増を計り、以て大東亞共榮圈の交易計畫を一元的に實施するといふ見地よりす

れば、之を除外することなく、成るべく早い機會に、圓域、佛印、泰と共に全面的に之を包括し、以て大東亞共榮圈全域における交易の中樞機關たらしめなければならぬ。

交易營團の狙ひどころは損益計算のプール制に存するから、物資交易上生ずる價格差の調整及び之が爲に行ふ爲替買賣による損益の調整を計るため特別會計を設置し、その歳入を以てその歳出に充つることとなるのである。而して本會計においては交易價格調整納付金、爲替差益納付金、一般會計又は特別會計よりの繰入金、寄附金、借入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、交易價格調整補償金（又は納付金）、爲替損失補償金、借入金の償還金及び利子、一時借入金利子、事務取扱費、その他諸費を以てその歳出とするものであり、また本會計において交易價格調整補償金及び爲替損失補償金を支辨するため必要なるときは政府は本會計の負擔において借入をなすことを得るものである。

附 録

交 易 營 團 法 案

- 一、交易營團（以下營團と稱す）は戦時に際し國家綜合經濟力の増強をはかるため物資交易の統制運営をなすと、もに重要物資の貯藏を確保することを目的とすること
- 二、營團の資本金は三億圓とし政府出資とするほか民間よりも出資し得ること
資本金は政府の認可を受けこれを増加することを得ること
- 三、營團は定款をもつて目的、名稱その他必要なる事項を規定すべきこと
- 四、營團に對する租稅減免の規定を設けること
- 五、營團に總裁、副總裁、理事、監事および評議員を置くこと

- 六、總裁、副總裁、理事、監事および評議員は政府これを命ずること
- 七、營團の職員はこれを法令により公務に従事する職員とみなすこと
- 八、營團は左の業務を行ふこと
 - (一) 物資の輸出、輸入、買入れおよび賣渡し
 - (二) 重要物資の保有
 - (三) 前各號の業務に附帶する業務
第一項第一號の業務に關する地域または第一項第二號の重要物資の範圍は命令をもつてこれを定むること
 - (四) 第一項第一號および第二號の業務については政府の定むる計畫によりてこれを行ふべきこと
- 九、營團は命令の定むるところにより政府の指定するものに對し八第一項第一號の業務を取扱はしむることを得ること

十、營團は命令の定むるところにより政府の認可を受け、物資の生産、輸出、輸入、販賣または保管を業とするものに對し營團の所有する重要物資の保管をなさしむることを得ること

十一、營團の會計に關し必要なる規定を設くること

十二、營團の監督に關し必要なる規定を設くること

十三、營團借入金をなし、または剩餘金の處分をなさんとする時は政府の認可を受くべきこと

十四、政府は民間出資に對し一定の配當をなし得るごとく補償をなすこと

十五、營團は命令の定むるところにより物資の交易に因り生じたる差損金につき政府より補填を受くること

十六、必要なる罰則規定を設くること

十七、設立委員の任命その他營團の設立に關し必要なる規定を設くること

十八、營團の成立により重要物資管理營團はこれに吸収せらるゝものとし、重要物資管理營團の権利義務は營團これを承繼すること

十九、重要物資管理營團法はこれを廢止すること

備考

(一) 貿易統制會は營團の成立に伴ひ解散すること

(二) 商工大臣は特定事項に關してあらかじめ大東亞大臣に協議すること

爲替交易調整に關する法律案

一、物資交易上生ずる價格差の調整およびこれがため行ふ爲替賣買による損益の調整をはかるため特別會計を設置しその歳入をもつてその歳出に充つること

二、本會計においては交易價格調整納付金、爲替差益納付金、一般會計または

特別會計よりの繰入金、寄附金、借入金および附屬雜收入をもつてその歳入とし、交易價格調整補償金（または納付金）、爲替損失補償金、借入金の償還金および利子、事務取扱費その他諸費をもつてその歳出とすること

三、本會計において交易價格調整補償金および爲替損失補償金を支辨するため必要ある時は政府は本會計の負擔において借入をなすことを得ること

四、本會計に於て支拂上現金に餘裕ある時は之を大藏省預金部に預入ること

五、本會計において支拂上現金に不足ある時は本會計の負擔において一時借入をなすことを得ること

前項の規定による一時借入金は當該年度内にこれを返還すべきこと

六、本會計に於て決算上剩餘あるときは翌年度の歳入にこれを繰入るべきこと

本會計の毎年度歳出豫算における支拂殘額は遞次これを翌年度に繰越し使用することを得ること

中井省三著述目錄

貿易業務論	菊版	六〇〇	東京寶文館
貿易商務論	〃	二八〇	〃
輸出入リンク制度論	〃	三二〇	東京千倉書房
日本戰時貿易政策論	〃	三〇〇	〃
新體制下の貿易讀本	〃	二五〇	〃
大東亞貿易新論	〃	三五〇	共榮書房
交易と交易營團	四六版	八〇頁	大阪船場書店
— 近刊豫告 —			
最新交易概論	菊版	約三五頁	東京高山書院

91

製本控

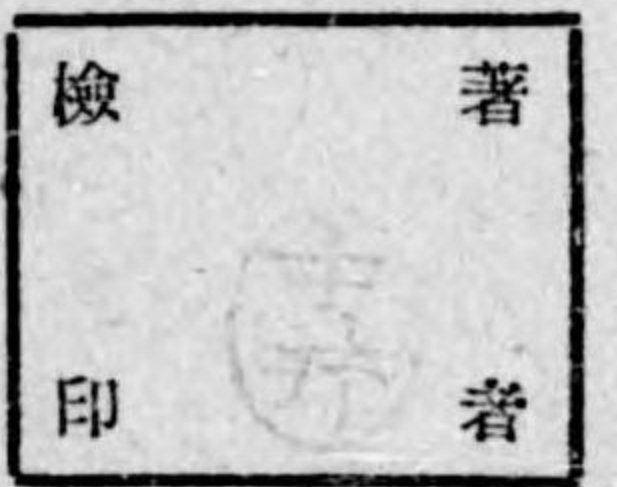
日	月	年	號
			460
交易と交易營團			
備	考		

著者經歷 明治四十四年三月

神戸商業大學ノ前身、官立神戸高等商業學校卒業、元、株式會社兼松商店輸出部長（明治四十五年入店、昭和七年退職、在職二十年中アフリカ英國等ニ出張スルコト前後三回）退職後支那事變直後マデ貿易業自營、昭和十三年一月兵庫縣囑託トシテ兵庫縣貿易振興委員會ノ事務ヲ擔當シ公務ノ傍ラ著述ニ従事ス

公 職 兵庫縣貿易振興委員會參與、神戸交易審議會常務理事、神戸貿易協會相談役、神戸貿易研究會常任理事、貿易統制會評議員、日本貿易振興協會協力員、兵庫縣經濟保安協會顧問、兵庫縣職業轉換協力會委員、大政翼賛會兵庫縣支部參與、關西學院大學講師

(出交協承認400691號)



昭和十八年一月六日
昭和十八年一月十五日

印刷發行

交易と交易營團
定價五十錢

(青木製本)

著者 中井省三

發行者 保延茂

印刷者 古澤萬治郎

配給元 日本出版配給株式會社

發行所 大阪市西區立賣堀北通一ノ六
船場書店

振替大阪二八八〇〇番
日本出版文化協會會員證號第一四〇〇四號

(青井印刷 西兵50)

917
460

¥ .50

終